

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり

番号	取組№	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R5	進捗評価	今後の取組	質問、意見	回答
120	83	小・中学校において、発達段階に応じた指導を行い、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女が互いを認めあうところを養います。	各校において、自他の生命の大切さ・尊さや男女が互いを認めあうところを養うため、道徳教育や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。	男女共同参画の視点に立って、道徳科や保健・体育等の授業における学習指導を実施・充実する。	授業実施校数	29校	A:100%達成できている	今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自他の生命を大切に、互いに尊重できる教育を発達段階に応じ行うよう周知していく。		飯塚市教育委員会では、毎月定期開催している飯塚市人権教育担当者研修会で、令和2年度から5年度までの3年間、個人人権課題部会において、「性の多様性」の義務教育9年間を見通した授業実践・検証に取り組み、その成果物を指導資料集としてまとめています。その資料集を飯塚市内全小中学校に配布し、各学校で児童の発達段階や実態を考慮し、計画的に取組を進めています。(学校教育課)
122	84	市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別の助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。	飯塚市が毎月発行している広報いづかや、市が発行する発刊物において、固定観念で男女の役割分担がされたイラストや用語が使用されていないかチェックを行う。	「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」などを活用し、市報の作成を行った。	チェック回数(年12回発行のため最低12回)	14回	A:100%達成できている	引き続き、広報研修では男女共同参画視点での広報のポイントを啓発するとともに、発行人に関してもイラストや用語のチェックを行う。	R5年度は市内学校現場への啓発や教職員の研修参加はなかったのか。もしないのであれば、今後学校への啓発は検討されないのでしょうか。(学校教育課も回答)	今回の研修は市職員向け研修のため学校現場への啓発はございませんでした。受講研修の資料提供が研修講師の著作権の関係で禁止されていましたが、本研修を受講した職員が関係する学校職員向けに受講研修内容をお伝えする等の環境が今後あるならば当該としてもありがたいことと考えております。(情報管理課) 年間3回、学校ごとに人権教育に係る巡回訪問を実施しています。校内見学を行う中で、座席配置の在り様や、ネームカードが男女別に色分けされていないか、広報物での挿絵等への配慮について具体的に指導助言しています。(学校教育課)
127	89	妊娠・出産に関する正しい理解を深め、安心・安全に妊娠、出産できる環境整備に努めます。	安心・安全な出産を目的として、妊婦及び胎児の支援を行う。	妊婦健康診査の受診費用の補助を実施した。	受診延人員	9741人	A:100%達成できている	引き続き、妊娠届出時にて妊婦健康診査についての正しい情報提供を行い、正しく受診してもらうようにする。	①各課の取組の概要について、昨年の委員会での意見を踏まえた修正がされていない。また、受診延人数は昨年度比減少しているが、進捗評価について、昨年度の80%から100%に伸びた要素は何か。 ②管理指標ではどれが当てはまるのか。	①妊娠届出数は令和4年度841人から令和5年度は792人と減っているため、受診延人数は減っています。令和5年度より多胎妊娠をした方への助成を開始し、正しく受診してもらうよう情報提供を行うなど実施したため、進捗管理は100%達成としました。(こども家庭課) ②管理指標として合致するものは設定しておりませんが、「子育てしやすいまちと評価する人の割合」という指標の向上に寄与するものと考えております。(男女共同参画推進課)
128	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	女性への健康支援として、更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を行う。	①健康教育 保健師、栄養士、運動指導員等が健康に関する指導及び助言を行うことにより、生活習慣の予防など健康に関する事項について正しい知識の普及を図る。 ②健康相談 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行う。また、各種測定により個別の健康相談を実施する。 ③訪問指導 本人または家族からの健康に関する相談により、家庭での保健指導が適当であると判断される者に対し保健師、栄養士、看護師が訪問指導を実施する。 ④リプロダクティブ・ヘルス・ライツを踏まえた啓発に向けての協議・検討	①健康教育 受講者数 ②健康相談 相談数 ③訪問指導 者数 ④男女共同参画推進課との協議	①12,043人 ②4,922人 ③15人 (指標及び実績の数値は男女を含む) ④1回	B:80%程度達成できている	今後も女性への健康支援として取組を実施する。	①優生保護法に関する被害相談はありましたか。市として実態把握や支援などは検討されていますか。 ②受講者数など昨年度比の実績があるにもかかわらず、進捗評価について、昨年度の割合から低下した要素は何か。また、今後どのようにして盛り返すのか。 ③管理指標ではどれが当てはまるのか。	① 健全保健課の所管外のため検討しておりません。(健全保健課) ②進捗評価を令和4年度評価「A」から令和5年度評価「B」に変更した理由としては、令和4年度と比較すると令和5年度は健康教育受講者数は2,596人増でしたが、健康相談数が2,358人減であったことから、「B」判定としたものです。これまでも「広報いづか」及び市HPで周知しており、今後も継続して広報活動を行うことで、受講者数の増加を図ります。(健全保健課) ③管理指標に合致するものはありません。(男女共同参画推進課)
129	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	不妊治療助成事業の周知を行う。	ホームページでの掲載及び巻穂・教手保健福祉環境事務所の依頼による不妊治療助成事業のリーフレットの窓口設置を行った。	掲載回数	1回	B:80%程度達成できている	不妊治療だけでなく、不妊症など他事業についての情報発信を行う。	①掲載回数などは昨年度比変わらず、他に資料からは分からないが、進捗評価について、昨年度の割合から低下した要素は何か。また、今後どのようにして盛り返すのか。 ②管理指標ではどれが当てはまるのか。	①ホームページでの掲載及び巻穂・教手保健福祉環境事務所の依頼による不妊治療助成事業のリーフレットの窓口設置は行いました。不妊治療や不妊症の周知について、十分とは言えないため進捗評価80%としました。巻穂・教手保健福祉環境事務所と連携し情報発信について検討していきます。(こども家庭課) ②管理指標に合致するものはありません。(男女共同参画推進課)

番号	取組No	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R5	進捗評価	今後の取組	質問、意見	回答
130	90	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。	女性の健康とリプロダクティブ・ヘルス・ライツの考え方に関する啓発を行う。	①ヨガ教室、体操教室等の女性の健康支援講座の実施 ②更年期、PMS、性の健康等についての啓発	①実施回数 ②実施回数	①10回 ②11回	D:50%程度以上達成できている	リプロダクティブ・ヘルス・ライツの考え方を浸透させるため、効果的な啓発手法を検討する。	①実施回数が昨年度比減少したとはいえ元が少数回であり、その進捗評価が妥当なのか、資料からは分らないが、進捗評価について、昨年度の割合から低下した要素は何か。また、今後どのようにして返すのか。 ②管理指標ではどれが当てはまるのか。	①実施項目2つあるうち、1つしか実施できなかったこと、さらに実施したのも昨年度に比べ回数が少なかったことから評価を1段階下げたものです。実施方法が「講座の開催」という考え方になっているため、他の啓発手法も検討したいと考えています。(男女共同参画推進課) ②管理指標に合致するものはありません。(男女共同参画推進課)
132	91	妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	妊娠・更年期等について相談できる健康相談や訪問指導について周知	母子手帳の交付やホームページ等で周知を行い、健康相談や訪問指導を実施した。	①妊婦保健指導実人員 ②妊婦訪問実人員	①1792人 ②71人	B:80%程度達成できている	親子手帳の交付やホームページ等で事業の周知を図り、女性特有の悩みについて安心して相談できるようにする。	「母子手帳」の表記は6年度には「親子健康手帳」と変更した状態で取組がなされると理解してよいでしょうか。また、「子育てノート」の中身の記載も併せて変更となるのでしょうか。	「母子手帳」は「親子健康手帳」と変更した名称で取組を行っています。「子育てノート」の内容は、特に変更していません。(こども家庭課)
141	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	広報誌等による啓発を行う。	①市報掲載 ②成人式時の配布冊子に「デートDV」の啓発記事掲載	実施回数	① 1回 ② 1回	A:100%達成できている	成人式時にデートDVのパンフレットを配布していただきありがとうございます。可能なら、中学生からの配布、啓発もご検討いただけましたら幸いです。小学校、中学生からお付き合いが始まっており、小6で既にデートDVの相談がある現代です。早ければ早いほどいい。全ての予防教育はことが起こる前にやるからこそ効果を発揮するものだと思います。お付き合いの仕方は誰も教えてくれません。ぜひもっと若い世代から心地よいお付き合いの方法を啓発してください。	ご意見ありがとうございます。本件については、成人式時の配布冊子のページの一部に啓発記事の掲載し、別途中学生3年生に対し啓発冊子を配付しております。本表「実施項目」に「③中学生への啓発冊子の配付」を追加記載すべきでした。(男女共同参画推進課)	
142	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	厚生労働省・福岡県等が作成した児童虐待防止に関するポスターの掲示、チラシの配布を実施し、暴力を許さない意識啓発を推進する。	厚生労働省・福岡県等が作成した児童虐待防止に関するポスターの掲示を実施。また、市独自に子どもの虐待防止ポスター及びカードを作成し、市内小中学校へ配布した。 11月の虐待防止月間にあわせて、子どもの虐待防止及び子どもの権利条約チラシを作成し、全戸配布した。	①掲示回数 ②小中学校へのカード配布枚数 ③チラシ配布枚数 ④関係機関 + 4,108枚 (隣組回覧)	①1115件 ②1回	A:100%達成できている	引き続き、虐待防止ポスター等を配布し、暴力を許さない意識啓発を推進する。また、SNS等を活用し、啓発活動を行う必要がある。	令和5年度はヤングケアラーに関する相談が9件あり、その内ヤングケアラーと認定されたのが4件あります。相談件数はまだまだ少ないですが、啓発活動を行った結果、9件の相談があったと認識しています。なお、相談のあった9件の男女比は男4:女5となっております。(こども家庭課)	
143	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施することで、暴力を許さない意識啓発の推進に努める。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施した。ホームページにおいて虐待防止センター等の周知を行った。	①支援件数 ②周知件数	①1115件 ②1回	A:100%達成できている	市民からの相談は増加しており、相談窓口の周知が進んでいる。引き続き、虐待防止のための支援や啓発を行う。	①支援件数の増加についての分析とその対応方法を教えてください。また今後必要な方策などを検討されていますか。 ②R5の実績が伸びたのは周知の成果か。一方で、目的は意識の啓発だが支援件数が伸びているのは啓発が行き届いていない可能性もある。周知件数を増やす必要はないのか。	①障害者虐待の周知が進み、虐待通報や相談は増えていることに伴い、支援件数が増えている。虐待対応について虐待防止センター内での対応人員の育成や行政での対応も係内で研修への参加を促進するなど、対応できる人員を増やす必要がある。(社会・障がい福祉課) ②これまでは、通報いただいたすべての案件において、高齢者や関係者への聞き取りにより状況の確認を行っております。また、虐待疑いのある世帯にこの活動で虐待が表にでてきているため成果とも言える。今年度からは、障がい者地域自立支援ネットワーク内での部会における研修や圏域内の事業所への連絡会での啓発活動も予定している。(社会・障がい福祉課)
145	96	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。	虐待等に係る相談・通報に基づき、速やかな事実確認、対処方法の検討を行い対応する	虐待疑いのある世帯に関わっている、関係者を変えたケース会議を開催し、状況の確認、及び対応策(分難・見守り・養護者への助言等)の検討を行い、虐待状態の解消が確認されるまで、支援を行う。	虐待(疑い含む)通報件数	42件	A:100%達成できている	高齢者虐待は、介護疲れや認知症、高齢者や介護者の性格や人間関係などが背景にあり、またそれらが複雑に絡み合っており、ことから、医療・介護等専門職を含めた関係機関と連携しながら対応していく。	通報件数の増加についての分析とその対応方法を教えてください。また被害の男女比、加害の男女比についても回答願います。	令和5年度より、警察から市への通報基準が、高齢者虐待が疑われる案件から、高齢者が関係する案件へ変更されたことに伴い、警察からの通報件数が前年度比で19件増加し、28件と全体の66.7%を占めております。当該としましては、通報いただいたすべての案件において、高齢者や関係者への聞き取りにより状況の確認を行っております。また、虐待疑いのある世帯に関わっている、関係者を変えたケース会議を開催し、役割を分担したうえで支援を行っています。(高齢者支援課) 令和4年度虐待発生数男女比 令和5年度虐待発生数男女比 高齢者 養護者 高齢者 養護者 男性 33.3% 70.0% 男性 0% 50.0% 女性 66.7% 30.0% 女性 100% 50.0%

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R5	進捗評価	今後の取組	質問、意見	回答
146	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	・DV被害者支援のための自治体間連携の強化を行う。 ・飯塚市DV対策庁内連携会議により庁内間の情報・意識共有を図る。	①DV被害者支援の管内市町業務連携会議への出席 ②飯塚市DV対策庁内連携会議の開催	①会議出席回数 ②開示開催回数		① 1回 ② 1回 A:100%達成できている 今後も継続実施	今後も継続実施	DV被害者支援に加え、女性支援新法施行による困難な問題を抱える女性支援も含めることは可能でしょうか。	DV被害者支援のための会議等に関してのご質問と思いますが、この取り組みはあくまでDV被害者を対象としたものであることをご理解ください。ただし、法律施行により、市町村の取組として支援していく必要があることは認識しておりますので、今後の課題とさせていただきます。(男女共同参画推進課)
148	97	被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携強化を図ります。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施することを通じて、関係機関の連携強化を図る。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施した。各関係機関との情報共有やコアメンバー会議を実施し、連携強化を図った。	支援件数	115件	A:100%達成できている 市民からの相談は増加しており、相談窓口の周知が進んでいる。引き続き、虐待防止のための支援や啓発を行う。	支援件数の増加についての分析とその対応方法を教えてください。また、今後必要な方策などは検討されていますか。	障害者虐待の周知が進み、虐待通報や相談は増えていることに伴い、支援件数が増えている。虐待対応について虐待防止センター内での対応人員の育成や行政での対応も市内で研修への参加を促進するなど、対応できる人員を増やす必要がある。(社会・障がい者福祉課)	
151	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種(児童、高齢者、障がい者)虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	学校、保育施設、自治会、民生委員児童委員など対象者を広く研修を行う。	市内小中学校及び自治会長会に参加し、虐待防止等について啓発を行った。また、学校及び保育所の教職員向けの研修会を実施した。	①研修会実施回数 ②研修参加人数	①8回 ②284人	A:100%達成できている 子ども自身からのSOSの発信が必要であることから、子どもを対象とした研修会を実施する必要がある。	今後の取組として研修会の実施があげられているが、市の事業として保育や教育現場で出前講座(子供向け、PTA向けなど)の実施は検討できないか。例えばCAPプログラムの実施など。そこで個別の課題が見える場合もあると思います。	令和6年度、にじいるCAPと契約し、試験的に公立保育所で保育士向け、子ども向けのプログラムを実施する予定です。一定の効果が得られれば今後拡大していく予定です。(子ども家庭課)	
152	98	DV防止法、ストーカー規制法、各種(児童、高齢者、障がい者)虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施する。障がい者福祉サービス事業者向けの虐待防止研修を実施し、学習機会の提供・啓発に努めている。	障がい者基幹相談支援センターに障がい者虐待防止センターを兼ね備えており、障がい者虐待防止法に基づき相談・支援を実施した。障がい者福祉サービス事業者向けの虐待防止研修を実施し、学習機会の提供・啓発に努めた。	①支援件数 ②研修回数	①115件 ②8件	A:100%達成できている 市民からの相談は増加しており、相談窓口の周知が進んでおり。加えて障がい福祉サービス従事者からの通報も増加している。引き続き、虐待防止のための支援や啓発を行う。	①進捗評価が昨年度に続き100%だが、何を根拠にしているのか。管理指標にあるDVを受けた市民の割合が0%を目標値とするなら、現状で100%は望めないと考える。 ②この取組内容及び進捗評価と管理指標との関係性はいかに。	①学習の機会・場の提供のため、サービス事業所へ虐待防止研修依頼に対して、研修をすべて実施できているため100%としております。(社会・障がい者福祉課) ②本プランの取組内容の全てに管理指標を課ごとに設定していくのは困難ですので、その点につきましては、ご理解を賜りたいと存じます。また、取組内容の指標につきましては、各課が任意で設定することとしておりますので、その点につきましてもご理解を賜りたいと存じます。管理指標としては、障がい者に対する虐待防止の取組を行っておりますので、管理指標の「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりしたことがあった市民の割合」という指標に資するものとなっております。(男女共同参画推進課)	
154	99	男女ともに自分の性を大切に、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVやストーカー行為について学習する機会を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう、啓発に努めます。	各校において、自他の人権を守る行動選択ができるよう道徳科授業や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。	保健安全計画に則り、計画的に実施するとともに、多様な学習教材を活用した教育を行う。	授業実施校数	29校	A:100%達成できている 今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自分の性を大切に、自分のこととして考える機会となる教育を充実するよう周知していく。	今後の取組として研修会の実施があげられているが、市の事業として保育や教育現場で出前講座(子供向け、PTA向けなど)の実施は検討できないか。例えばCAPプログラムの実施など。そこで個別の課題が見える場合もあると思います。	飯塚市人権教育担当者研修会 個人人権課題部会で作成した「性の多様性」学習資料集を基に、授業実践を進めています。先述した巡回訪問では、この資料集や「共に生きる」の実施状況について話題にあげ、必要に応じて指導助言しています。(学校教育課)	
156	101	被害者が安心して相談することができる体制の充実と対応する職員の資質向上を図ります。	女性のための相談事業の実施及び対応する職員の資質向上のための研修受講等を行う。	①法律相談 ②一般相談 ③就業支援相談 ④職場の悩み相談 ⑤職員研修受講	各相談実施回数	① 59回 ② 36回 ③ 0回 ④ 1回 ⑤ 3回(2名)	A:100%達成できている 今後も継続実施	飯塚市におけるDV相談件数の推移(過去3年度分)を教えてください。	DV相談件数の推移(過去3年度分)は、下記のとおりです。(男女共同参画推進課) R3 36件 R4 65件 R5 65件 ※延べ件数	

番号	取組No.	取組内容	各課の取組の概要	実施項目	指標	R5	進捗評価	今後の取組	質問、意見	回答
158	102	被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。	子ども家庭総合支援拠点を設置し、被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護等、迅速な対応が行えるように体制整備を行う。	令和4年度より、心理師、弁護士、医師を配置し、より専門的な知見からの助言をいただけるように体制を強化した。	会議回数	50回	A:100%達成できている	専門的な知見からの助言をいただけるように、新たな会議等を新設する。	専門家の配置により対応の改善はありましたか。またどのような助言がありましたか。 取組中の「心理師」とは「公認心理師」のことで、「臨床心理師」とは学識的に違いますので、わかりやすい表記をお願いします。また飯塚市の子ども虐待防止対策年次行動計画には「心理担当支援員」とあります。	専門家の先生は毎週の会議にご出席いただき、様々なご助言をいただいております。個別のケースの対応のご助言もいただいております。さらにネグレクトケースへの対応方法、例えば「否定しない」と「その家庭の強み（ストレングス）をまず見つけること」など対応の基本となることについてもご助言をいただき、こども家庭課全体のスキルアップに繋がっています。ご助言ありがとうございます。本市の要綱上でも「心理担当支援員」となっておりますので、今後そちらに変更いたします。（こども家庭課）
159	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	避難先として入居可能な市営住宅の確保	避難先として一時入居可能な市営住宅を確保するとともに、公募時において単身での申込み及び市営住宅等から市営住宅への住み替えを認める等、住宅を確保しやすいように努めている。	①相談件数 ②入居件数	① 0件 ② 0件	A:100%達成できている	避難先として一時入居可能な市営住宅を確保し、公募時において住宅を確保しやすいように努める。	相談件数と入居件数が0になっているが、周知の実施状況はどのようなになっているのか。使い勝手が悪いなどの意見はよせられていないか。	住宅課で個別に周知は行っていない。 相談を受ける場合、男女共同参画課やこども家庭課を通じて相談を受けることが多く、両課が市営住宅に関する話が出てきたときに同席している。 令和5年度については、上記の相談を受ける場に同席の依頼を受けていないため、0件で報告している。 これまで住宅課に使い勝手が悪い等の意見は届いていない。（住宅課）
162	103	被害者が被害を受けた後、安心した暮らしを確立するために、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をはじめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	DV対策庁内連携会議において、必要な支援を協議のうえ実施する。	被害者との面談時に困っていることなどを聞き取り、必要に応じてDV対策庁内連携会議にて協議のうえ実施する。	支援(連携)件数	32件	A:100%達成できている	継続実施	困難な問題を抱えた女性に対する支援法に関しては、県の基本計画を受けての市の体制づくりや具体的施策の提案についての進捗について教えてください。	法律の規定により「市町村計画」の策定は努力義務となっておりますが、令和8年度策定予定の次期男女共同参画プランとの調整を図りながら基本計画の策定の検討を行っていきたくと考えております。（男女共同参画推進課）
163	104	ストーカー行為・セクシュアル・ハラスメントなど配偶者等、異性間の暴力防止に向けた啓発活動の推進に努めます。	性暴力被害者の相談窓口の情報提供を行う。	①市報掲載 ②市ホームページ掲載(更新) ③情報誌サンクス発行	各実施件数	① 1件 ② 1件 ③ 1件	A:100%達成できている	今後も継続実施	現在のプランでは異性間の暴力となっておりますが、次期プランでは「同性間も含む」や「親密な関係における」などと記述を工夫するのがよいと思う。福岡県はパートナーシップ宣誓制度を導入しているため、このように記載すべきだと考えます。	貴重なご意見をありがとうございます。次期プランにこちらの取組を入れる場合の書きぶりにつきまして、調査研究の上検討してまいります。（男女共同参画推進課）
167	108	発達段階に応じた「生命（いのち）を大切に」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を行います。	各校において、自他の生命の大切さ・尊厳や性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、道徳や保健・体育等の授業の中で計画的に指導する。	男女共同参画の視点に立って、道徳科や保健・体育等の授業における学習指導を実施・充実する。	授業実施校数	29校	A:100%達成できている	今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自他の性や性暴力について、自分のこととして考える機会となる教育を充実するよう周知していく。	福岡県の性暴力根絶条例の改正により、以下の項目が規定されています。 第4条第2項第5号 学校、スポーツ施設、公共交通機関その他の不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所において、性的な意図をもって、同意を得ることなく、かつ正当な理由がなく、人の姿態又は部位を撮影する行為も、着衣の有無に関わらず性暴力であり、撮影画像の拡散、二次利用等の新たな性暴力によって被撮影者の精神的被害がさらに甚大なものとなる場合もあることに鑑み、当該撮影行為等による性被害を未然に防ぐため、県及び当該撮影行為が行われるおそれがある施設等の管理、運営等に関わる者は、適切な役割分担の下に、広報、啓発その他の措置を講ずる必要があること。 学校においては上記のような被害防止のための具体的取組については、どのように検討していますか。例えば学校のプールで公道に面している場合、盗撮被害が起こることも予測されますが、そのような被害の防止策として施設、設備上の対策を検討されていましたら教えてください。	学校施設については、施設や職員の配置、窓等へのカバーの貼付、外部に面した箇所によらずを設置するなどの策を講じ、被害防止に努めています。また、児童生徒を指導し見守る立場にある教職員に対して、わいせつ行為が児童生徒に与える精神的被害について研修を行っています。（学校教育課）